

返戻金制度について

乙の紹介した人材が基準期間内に退職した場合で、かつ紹介した人材が職業経験者であった場合、乙は甲に、下記の基準により紹介手数料を返金する。

基準期間	返金手数料
雇用から 1 か月未満	紹介手数料の 8 0 %
雇用から 1 か月以上 3 か月未満	同 5 0 %
雇用から 6 か月未満	同 1 0 %

また、返戻金制度は職業紹介契約書等により別の定めをする場合がある。

光兆国際合同会社